

平成23年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	6	府省庁名 経済産業省																																																						
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税(外形) 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他()																																																							
要望項目名	ガス供給業に係る法人事業税の課税方式の変更（検討事項）																																																							
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="2">ガス供給業</th> <th colspan="4">その他の事業</th> </tr> <tr> <th colspan="2">課税標準</th> <th colspan="2">収入金額</th> <th colspan="2">外形標準 + 所得金額 資本金1億円超 大企業</th> <th colspan="2">所得金額 資本金1億円以下 中小企業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">税率</td> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">収入割 0.7%</td> <td colspan="2" rowspan="2"></td> <td colspan="2" style="text-align: center;">付加価値割</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">0.48%</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">資本割</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">0.2%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">所得割</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">800万超</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">2.9%</td> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">所得割</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">800万超</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">5.3%</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">800万以下 400万超</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">2.2%</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">800万以下 400万超</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">4.0%</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">400万以下</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">1.5%</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">400万以下</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">2.7%</td> </tr> </tbody> </table> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>ガス供給業の課税方式を「その他の事業」と同一の扱いとするため、その第一段階として次のようにする。</p> <p>(1) 資本金1億円超のガス事業者 収入割の税率を現行の3/4とし、「その他の事業」と同様の付加価値割及び資本割の外形標準課税を導入する。</p> <p>(2) 資本金1億円以下の中小ガス事業者 収入金課税方式から所得課税方式とする。（「その他の事業」と同一の扱い）</p>				ガス供給業		その他の事業				課税標準		収入金額		外形標準 + 所得金額 資本金1億円超 大企業		所得金額 資本金1億円以下 中小企業		税率	収入割 0.7%			付加価値割		0.48%		資本割		0.2%		所得割	800万超		2.9%		所得割	800万超		5.3%		800万以下 400万超		2.2%		800万以下 400万超		4.0%		400万以下		1.5%		400万以下		2.7%	
		ガス供給業		その他の事業																																																				
課税標準		収入金額		外形標準 + 所得金額 資本金1億円超 大企業		所得金額 資本金1億円以下 中小企業																																																		
税率	収入割 0.7%			付加価値割		0.48%																																																		
				資本割		0.2%																																																		
		所得割	800万超		2.9%		所得割	800万超		5.3%																																														
			800万以下 400万超		2.2%			800万以下 400万超		4.0%																																														
400万以下		1.5%		400万以下		2.7%																																																		
関係条文	地方税法第72条、第72条の2、第72条の12、第72条の24の2、第72条の24の7 地方税法施行令第22条、地方法人特別税等に関する暫定措置法第2条																																																							
減収見込額	（初年度） () （平年度） () （単位：百万円）																																																							
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>ガス供給業には、法人事業税の課税標準として収入金額が適用されていることから、「その他の事業」に比べ著しく不公平な扱いとなっており、課税の公平性を確立するために、課税方式を変更すべきである。</p> <p>本要望は、地方公共団体の税収に与える影響等も考慮し、直ちにその他の事業と同一の扱いにするものではなく、収入金額をベースに新しい外形標準課税を導入するよう、段階的な実現を要望するものである。</p> <p>ただし、資本金1億円以下の中小ガス事業者については、経営基盤が脆弱であり、特に近時の原料価格の急騰が料金に反映できない状況にあり、「その他の事業」と同一の扱い、すなわち所得課税方式とすべきである。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>現行制度は、税の基本原則ともいえる“公平性”に著しく反しており、課税の公平性を確立することが必要である。これまで、ガス供給業の課税標準が収入金額とされている理由は、地域独占企業で料金認可制により価格転嫁が容易であること、料金認可制では所得が低く抑えられるため所得課税方式では事業規模に見合った税負担とならないこと、と言われているが、その前提は大きく変化している。</p> <p>具体的には、ガス事業に対する規制緩和は、大口需要に対する自由化範囲が16年4月から50万m3以上に、19年4月からはさらに10万m3以上（全販売量の6割）へと拡大され、特に、近時は、LPGや灯油等との競争に加え、電気事業に対する規制緩和とも相まって、ガス事業が得意分野としてきた厨房・給湯分野においても電力会社によるオール電化住宅の攻勢により競争が激化するなど、ガス事業を取り巻くエネルギー間競争は熾烈を極めており、事業税の価格転嫁が容易という状況にはない。</p>																																																							
本要望に対応する縮減案	なし																																																							

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	3業種(電気、ガス、保険)のみ収入金課税としていること(その他の産業は利益課税)は、租税原則の「課税の公平性」に著しく反する。 平成22年度税制改正大綱(平成21年12月22日閣議決定)において、「現在、収入金課税を行っている電気供給業、ガス供給業及び保険業に係る法人事業税の課税方式については、中長期的に検討する。」と明記されている。																																				
	政策の達成目標	エネルギーの安定供給の確保、環境への適合及びこれらを十分熟慮した上での市場原理の活用というエネルギー政策における基本方針の下、効率的かつ安定的な供給と環境への適合を確保するためのガス政策を着実に推進する。 そのため、ガス使用者の利益保護や、都市ガス事業の健全な発達(安定供給、保安の確保等)に向けた公平な競争条件を確保する 売上高に対する地方法人2税、固定資産税等の負担率の業種間比較 (単位:%) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>ガス</th> <th>全産業</th> <th>製造業</th> <th>化学工業</th> <th>石油製品等製造業</th> <th>鉄鋼</th> <th>機械</th> <th>電力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H18</td> <td>3.7</td> <td>0.8</td> <td>0.9</td> <td>0.5</td> <td>0.2</td> <td>0.7</td> <td>0.4</td> <td>6.1</td> </tr> <tr> <td>H19</td> <td>3.5</td> <td>0.7</td> <td>0.6</td> <td>1.2</td> <td>1.4</td> <td>0.7</td> <td>0.4</td> <td>5.5</td> </tr> <tr> <td>H20</td> <td>3.2</td> <td>0.7</td> <td>0.6</td> <td>0.5</td> <td>1.5</td> <td>0.6</td> <td>0.4</td> <td>5.3</td> </tr> </tbody> </table> 出典: 法人企業統計年報(財務省)他		ガス	全産業	製造業	化学工業	石油製品等製造業	鉄鋼	機械	電力	H18	3.7	0.8	0.9	0.5	0.2	0.7	0.4	6.1	H19	3.5	0.7	0.6	1.2	1.4	0.7	0.4	5.5	H20	3.2	0.7	0.6	0.5	1.5	0.6	0.4	5.3
		ガス	全産業	製造業	化学工業	石油製品等製造業	鉄鋼	機械	電力																													
	H18	3.7	0.8	0.9	0.5	0.2	0.7	0.4	6.1																													
	H19	3.5	0.7	0.6	1.2	1.4	0.7	0.4	5.5																													
H20	3.2	0.7	0.6	0.5	1.5	0.6	0.4	5.3																														
税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置																																					
同上の期間中の達成目標	ガス使用者の利益保護や、都市ガス事業の健全な発達(安定供給、保安の確保等)に向けた公平な競争条件を確保する。																																					
政策目標の達成状況																																						
有効性	要望の措置の適用見込み	私营都市ガス事業者 179社 (平成21年3月末)																																				
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本措置(課税方式の変更)により、ガス供給業の事業税を軽減し、他産業との租税負担率(売上高に対する地方法人2税、固定資産税等の負担率の業種間比較)の格差が是正される。																																				
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし																																				
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし																																				
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし																																				
	要望の措置の妥当性	本措置は特定の産業に対する「支援の創設」ではなく、特定の産業(都市ガス事業)に対する「課税の不公平」を是正するものである。 本措置による効果は、ガス需要家に広く還元されるものであり、一個人や企業等に対して支援を行う補助金制度よりも税制による支援の方が適している。																																				

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>本措置（課税方式の変更）により、ガス供給業の事業税を軽減し、他産業との租税負担率の格差を是正する。ただし、地方公共団体に与える影響等も考慮し、直ちにその他の事業と同一の扱いとするのではなく、第一段階として、収入金額をベースに新しい外形標準課税を導入する</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>昭和50年度税制改正から「その他の事業と同一の扱い」を要望</p>